

# よくあるご質問（申込編）

協会けんぽに何か手続きが必要ですか？

協会けんぽへの申込みは不要です。健診機関への予約時に「協会けんぽの生活習慣病予防健診を受診する」旨をお伝えください。

補助が受けられる対象者は？

生活習慣病予防健診は、被保険者で35～74歳の方（子宮頸がん検診は20歳以上で偶数年齢の方）が対象です。  
令和4年3月に事業所にお送りしている健診案内（緑封筒）の中にある対象者一覧には、令和4年1月7日現在で受診資格を持っておられる方を記載しています。※健診当日に資格喪失している方は受診できません。  
令和4年1月7日以降に新たに被保険者になられた方についても受診いただけます（下表を参照）。

## 令和4年度 生活習慣病予防健診対象年齢一覧表

年齢	生年月日	一般健診	(単独) 子宮頸がん 検診	付加健診	乳がん検診	子宮頸がん 検診	年齢	生年月日	一般健診	(単独) 子宮頸がん 検診	付加健診	乳がん検診	子宮頸がん 検診
20歳	H14.4.2~H15.4.1	x	○	x	x	x	50歳	S47.4.2~S48.4.1	○	x	○	○	○
21歳	H13.4.2~H14.4.1	x	x	x	x	x	51歳	S46.4.2~S47.4.1	○	x	x	x	x
22歳	H12.4.2~H13.4.1	x	○	x	x	x	52歳	S45.4.2~S46.4.1	○	x	x	○	○
23歳	H11.4.2~H12.4.1	x	x	x	x	x	53歳	S44.4.2~S45.4.1	○	x	x	x	x
24歳	H10.4.2~H11.4.1	x	○	x	x	x	54歳	S43.4.2~S44.4.1	○	x	x	○	○
25歳	H9.4.2~H10.4.1	x	x	x	x	x	55歳	S42.4.2~S43.4.1	○	x	x	x	x
26歳	H8.4.2~H9.4.1	x	○	x	x	x	56歳	S41.4.2~S42.4.1	○	x	x	○	○
27歳	H7.4.2~H8.4.1	x	x	x	x	x	57歳	S40.4.2~S41.4.1	○	x	x	x	x
28歳	H6.4.2~H7.4.1	x	○	x	x	x	58歳	S39.4.2~S40.4.1	○	x	x	○	○
29歳	H5.4.2~H6.4.1	x	x	x	x	x	59歳	S38.4.2~S39.4.1	○	x	x	x	x
30歳	H4.4.2~H5.4.1	x	○	x	x	x	60歳	S37.4.2~S38.4.1	○	x	x	○	○
31歳	H3.4.2~H4.4.1	x	x	x	x	x	61歳	S36.4.2~S37.4.1	○	x	x	x	x
32歳	H2.4.2~H3.4.1	x	○	x	x	x	62歳	S35.4.2~S36.4.1	○	x	x	○	○
33歳	H1.4.2~H2.4.1	x	x	x	x	x	63歳	S34.4.2~S35.4.1	○	x	x	x	x
34歳	S63.4.2~H1.4.1	x	○	x	x	x	64歳	S33.4.2~S34.4.1	○	x	x	○	○
35歳	S62.4.2~S63.4.1	○	x	x	x	x	65歳	S32.4.2~S33.4.1	○	x	x	x	x
36歳	S61.4.2~S62.4.1	○	○	x	x	○	66歳	S31.4.2~S32.4.1	○	x	x	○	○
37歳	S60.4.2~S61.4.1	○	x	x	x	x	67歳	S30.4.2~S31.4.1	○	x	x	x	x
38歳	S59.4.2~S60.4.1	○	○	x	x	○	68歳	S29.4.2~S30.4.1	○	x	x	○	○
39歳	S58.4.2~S59.4.1	○	x	x	x	x	69歳	S28.4.2~S29.4.1	○	x	x	x	x
40歳	S57.4.2~S58.4.1	○	x	○	○	○	70歳	S27.4.2~S28.4.1	○	x	x	○	○
41歳	S56.4.2~S57.4.1	○	x	x	x	x	71歳	S26.4.2~S27.4.1	○	x	x	x	x
42歳	S55.4.2~S56.4.1	○	x	x	○	○	72歳	S25.4.2~S26.4.1	○	x	x	○	○
43歳	S54.4.2~S55.4.1	○	x	x	x	x	73歳	S24.4.2~S25.4.1	○	x	x	x	x
44歳	S53.4.2~S54.4.1	○	x	x	○	○	74歳	S23.4.2~S24.4.1	○	x	x	○	○
45歳	S52.4.2~S53.4.1	○	x	x	x	x	75歳	S22.4.2~S23.4.1	○	x	x	x	x
46歳	S51.4.2~S52.4.1	○	x	x	○	○							
47歳	S50.4.2~S51.4.1	○	x	x	x	x							
48歳	S49.4.2~S50.4.1	○	x	x	○	○							
49歳	S48.4.2~S49.4.1	○	x	x	x	x							

※○は対象です。

※今年度で75歳を迎える方は、誕生日から後期高齢者医療制度の加入者となりますので、誕生日の前日までに受診を終えていただく必要があります。